

クリーンなかごしま茶づくり運動推進事業実施要領

1 趣旨

お茶は、様々な効能が科学的に実証され健康飲料としてその良さが見直される一方、消費者は食の安全・安心に対する関心が高くなってきており、海外においても緑茶は注目されている。

このため、茶の主産県である本県においてはこれまでも増して、関係者一体となって、茶の生産から加工・販売にいたる過程において環境や食の安全に配慮した作業を行うとともに、それらを記録・検証する「クリーンなかごしま茶づくり運動」（以下「クリーンな茶づくり運動」という。）を積極的に進め、安全かつ良質なお茶を、国内外の消費者へ提供することとする。

2 推進項目

クリーンな茶づくり運動の推進のために次の事項に取り組む。

- (1) クリーンな茶づくり運動を実施するための計画の作成に関すること。
- (2) 茶の生産から加工・販売にいたる過程の点検項目の検討と的確な点検の推進に関すること。
- (3) 安全・安心な茶づくりの第三者認証取得の推進に関すること。
- (4) 輸出相手国の食品安全基準に対応した緑茶の生産流通体制の整備に関すること
- (5) 生産履歴の記録と開示制度に関すること。
- (6) 消費者への適正な情報提供のための緑茶表示基準の遵守に関すること。
- (7) その他、この運動の目的達成に必要なこと。

3 推進体制

クリーンな茶づくり運動の効果的な推進を行うため推進本部と実践本部を次のとおりおく。

- (1) (公社)鹿児島県茶業会議所に推進本部を置き、運動の総括を行うとともに、次の事項に取り組む。
 - ① クリーンな茶づくり運動推進のための意識啓発に関すること。
 - ② クリーンな茶づくり運動推進のための役割分担・連携活動に関すること。
 - ③ クリーンな茶づくり運動推進のための指導指針の策定に関すること。
- (2) (一社)鹿児島県茶生産協会、鹿児島県茶商業協同組合、鹿児島県経済農業協同組合連合会にそれぞれ実践本部をおき、次の事項に取り組む。
 - ① (一社)鹿児島県茶生産協会実践本部
 - (ア) 会員に対し、クリーンな茶づくり運動の趣旨を徹底するとともに、自ら運動を推進する。
 - (イ) クリーンなかごしま茶づくり実践工場の認定と指導を行う。
 - ② 鹿児島県茶商業協同組合実践本部
 - (ア) 組合員に対し、クリーンな茶づくり運動の趣旨を徹底するとともに、自ら運動を推進する。
 - (イ) クリーンなかごしま茶づくり実践工場の認定と指導を行う。
 - ③ 鹿児島県経済農業協同組合実践本部

- (ア) 会員に対し、クリーンな茶づくり運動の趣旨を徹底するとともに、自ら運動を推進する。
- (イ) クリーンな茶づくり運動の点検とこれの改善・指導を行う。
- (ウ) クリーンな茶づくり運動を啓発する情報の提供及び資材等の指導監督を行う。

4 指導体制

クリーンな茶づくり運動は県全体で取り組む重点課題と位置付け、県段階及び地区、市町村段階で次のとおり積極的に取り組むものとする。

- (1) 県段階においては、県及び鹿児島県経済農業協同組合連合会、鹿児島県茶商業協同組合、(一社)鹿児島県茶生産協会が連携し、県茶指導研究会の意見を聞きながらクリーンな茶づくり運動の推進方策の検討を行うとともに、地区・市町村段階の指導を行うものとする。
- (2) 地区・市町村段階においては、県出先機関、市町村、農業協同組合等の関係機関が一体となって推進体制を整備し、地区・市町村段階の茶生産組織と連携をとりながら、茶生産農家の指導とクリーンな茶づくり運動を推進するものとする。

5 専門委員会

- (1) 推進本部にクリーンな茶づくり運動推進のための企画立案を行う専門委員会を必要に応じて設ける。
- (2) 専門委員会は別に定める委員で構成する。

6 附則

- (1) この要領は平成23年3月1日から施行する。
- (2) この要領は平成27年3月1日から施行する。